



法律で定められています 事業系ごみはごみステーションに出せません



量の多寡にかかわらず、事業系ごみをごみステーションに出すことはできません。町では一般家庭のごみのみを回収しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条第1項

(事業者の責務)

第二条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

業種や営利目的の有無、規模にかかわらず、事業を営む全て(個人で飲食店や店舗を営む者、会社、事務所、工場、建築現場、病院、保育園、公共施設など)が対象です。事業活動に伴って発生した全てのごみは、法律により自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

▼処理方法

一般的に、事業者が排出するごみは、「産業廃棄物」とそ

れ以外の「一般廃棄物」に分けられます。

産業廃棄物

法律では20種類の産業廃棄物を定めています。

産業廃棄物についての詳細や産業廃棄物収集運搬業者一覧は、県ホームページに掲載しています。

一般廃棄物

①町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する(有料)

許可業者一覧は、町ホームページに掲載しています。

②資源になるものは資源回収業者に依頼する

古紙類、古布類、空き缶類、空きビン類、金属類などについては、資源回収業者・廃棄物再生事業者登録事業者が回収可能な場合があります。廃棄物再生事業者登録事業者一覧

は県ホームページに掲載しています。

③渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センターへ直接持ち込む

ごみの種類によっては搬入できない場合があります。搬入前に清掃センターに確認してください。



▲事業系ごみの出し方(町ホームページ)



▲ごみの搬入について(渋川地区広域市町村圏振興整備組合ホームページ)



▲群馬県産業廃棄物情報(県廃棄物・リサイクル課)

※20kg当たり300円の処理手数料がかかります。令和5年10月1日からは10kg当たり220円になります。

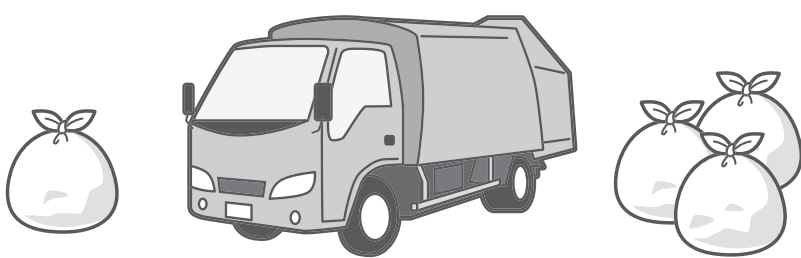
▼問い合わせ先

住民課 住民環境室

☎26・2245(直通)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合清掃センター

☎23・0460



今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…2期

納期限 8月31日[※]

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

無料税務相談(要事前予約)

- ・期日 9月12日[※]
- ・時間 13:30~16:00
- ・場所 役場2階 第1会議室



・問い合わせ先
税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

※相談時間については30分を目安に受け付けますが、
相談内容により時間が前後する場合があります。

受け付けのご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金



まちなの木

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度住民税均等割が非課税の世帯など)に対して、**1世帯当たり3万円**の現金給付を行います。

なお、本給付金は差し押さえおよび課税の対象にはなりません。

▼対象

6月1日時点で吉岡町に住所を有し、世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主
※課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象になりません。

※令和5年1月1日時点で日本国内に住居登録がない人を含む世帯は対象になりません。

▼申請方法

- ① 次のいずれかに該当する世帯
- 令和5年1月1日以前から世帯全員が吉岡町に住居登録されている世帯

● 令和5年1月2日以降に吉岡町に住居登録された世帯員がいるが、町で課税状況を確認できる世帯

8月上旬に「支給要件確認書」を送付しました。通知が届いたら条件に当てはまるか確認し、町に返送してください。

② 令和5年1月2日以降に吉岡町に住居登録された世帯員があり、町で課税状況を確認できない世帯

課税状況を確認するために申請が必要です。申請は8月7日^①より開始します。

申請書は町ホームページからダウンロードまたは窓口で受け取ってください。

▼ 確認書の返送期限および申請書の受付期限

11月15日^②

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)

事業者の人へ

上下水道使用料の適格請求書(インボイス)の取り扱い



まちなの花

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されます。

制度開始に伴い、検針時に交付している「検針のお知らせ」が上下水道使用料に関する適格請求書を兼ねることとなります。8月交付分から必要事項を追加予定です。各自保存いただき、必要に応じて仕入税額控除に使用してください。

さい。

また、はがきタイプでの適格請求書の交付も可能です。ご希望の人はお問い合わせください。検針後3週間ほどで発送します。

▼問い合わせ先

上下水道課 水道室
54・1118(直通)

調査にご協力ください

地籍調査事業を進めています



まちなの鳥

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査と境界や面積に関する測量を行います。その結果に基づき法務局の登記簿と公図を修正します。地籍調査により、土地の実態が明確になり、境界トラブルの防止、災害復旧の迅速化などが図られます。

度現地立会いを行った大久保字大畑、字沼について測量成果の閲覧を行います。調査実施にご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

建設課 用地管理室
☎26・2279(直通)



2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人へ

令和5年2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人はマイナポイントを受け取れます。該当する人に対する交付通知書（はがき）の送付は完了しています。

交付通知書が届いている人は、住民課までマイナンバーカードの受け取りに来てください。

交付通知書が届いていない人は、住民課までご連絡・ご確認ください。

※受け取りの際は、交付通知書の他に**本人確認書類**を持参してください。



▲詳しくはこちら

問い合わせ先

- マイナンバーカードについて 住民課 住民環境室 ☎26-2244(直通)
- マイナポイントについて 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

住宅用太陽光発電システム

定置用リチウムイオン蓄電池システムの設置に補助金

▼対象

自ら居住する住宅に蓄電池システムを設置した人で、次の全てに該当する人

● 町内に住所を有し居住していること

● 町税などの滞納がないこと

● 所有者全員から同意を得ていること

● 定置用リチウムイオン蓄電池の保証開始日が令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間であること

▼対象設備

次の全てに当てはまる設備
● 蓄電容量の合計が1kWh以上であること

● 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに、または住宅用太陽光システムとともに、蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること

● 未使用であること

▼補助金額 一律5万円

▼申請方法

郵送による申請は受け付けできません。住民課窓口にて

申請書類を提出してください。申請書は町ホームページからダウンロードできます。詳細は町ホームページをご確認ください。



▲詳しくはこちら

※予算額に達し次第終了します。受け付けは書類が全て揃っているものを優先します。

※住宅用太陽光発電システムの補助も実施しています。詳細は広報5月号またはホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)



まちの木

ぜひ遊びに来てください

上野田ふれあい公園に新遊具ができました



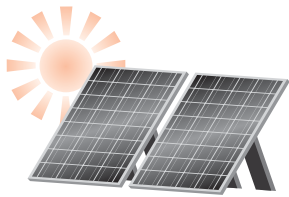
上野田ふれあい公園に新しく複合遊具が完成しました。この遊具は、令和4年4月～11月に行われた住民参加型ワークショップで考案されました。参加者同士のグループワークでは多くの活発な意見が交わされ、投票の結果、既存のイチヨウの木を囲んだ遊具となりました。ストリート、ワイド、ダブル、ウェーブなど数種類のすべり台やクライム(登る)遊具も豊富です。また、暑さ対策を兼ねたミスト遊具も設けました。ぜひお越しください。

▼問い合わせ先

建設課 用地管理室
☎26・2279(直通)



まちの花



雷雨・台風の時期です！
情報の入手方法の確認を

よしおか ほっとメール

登録はこちら

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。



URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコードを読み取ってください。

テレビリモコン

[d] ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることができます。

また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)

定例教育委員会の傍聴

- 日時 8月30日(金)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

町議会9月定例会の傍聴(予定)

- 1日(金) 開会日
- 4日(月) 一般質問
- 5日(火) 一般質問
- 15日(金) 閉会日(討論・表決など)



▲本会議生中継・録画配信

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。

また、町議会ホームページで生中継および録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。

問い合わせ先 議会事務局 26-2283(直通)

町立小中学校で働く人を募集します 臨時教員の採用について



町立小中学校で、町立学校職員が産休、育児休業、病気休暇などを取得した際の代替教員業務(担任・教科指導など)を行う臨時の教員を募集します。

町立小中学校において欠員などが生じた場合に、面接などを行い任用となります。※臨時教員の教科・校種などは限られているため、希望する形での任用がない場合もあります。

▼応募要件(次の全てに該当する人)

①地方公務員法第16条および学校教育法第9条の規定に該当しない人

②教育職員免許法に規定する小学校・中学校いづれかの教諭普通免許状を有する人

▼勤務時間

原則、1日7時間45分で、週5日勤務

※任用の形式により勤務日数、時間については、ご相談に応じることができません。

▼待遇

任用形態によって異なります

す。詳しくは面接の際にご確認ください。

▼期間

令和6年3月31日までの間で、町立学校職員の休暇の期間が明けるまで

▼応募選考方法

開庁時間に教諭普通免許状持参の上、学校教育室へお越しください。面接で選考を行います。

※結果は後日連絡します。採用の場合は免許状の本書の写しを取らせていただきます。

※任用の形式によって、公立小中学校の臨時的任用教職員として県教育委員会へ登録をお願いする場合があります。

▼問い合わせ先
教育委員会事務局 学校教育室
☎26・22806(直通)

26・22806(直通)



敬老と長寿をお祝い 敬老祝金

長寿をお祝いし、敬老の意を表するため、対象の年齢になる人に敬老祝金を支給しています。

▼対象者

9月1日現在で、1年以上吉岡町に住所があり、令和5年度中に満80・85・88・90・95歳に到達する人、101歳以上の人

満88・90・95歳に到達する人、101歳以上の人には祝品の支給もあります。

※対象者には通知を送付しました。詳しくは通知をご覧ください。

問い合わせ先
介護福祉課 介護高齢室
☎26-2247(直通)

長寿を祝福 敬老福祉大会

長年社会に貢献してきた人たちに、感謝するとともに長寿を祝福するために、敬老福祉大会を開催します。

対象となる76歳以上の人には案内状を送付します。

また、90歳到達者・金婚祝い・介護者表彰・エンゼル表彰をあわせて行います。

▼期日

9月18日(月)敬老の日

▼場所 文化センター

▼対象 次のいずれかに該当する表彰希望者は、8月25日(金)までに連絡してください。

金婚祝い

町内に在住の結婚50年以上の夫婦(昭和49年3月31日以前に結婚した人)

エンゼル表彰

令和4年8月8日～令和5年8月7日に4人目の子が生まれた親

▼連絡・問い合わせ先

社会福祉協議会
☎54・3930



人権擁護委員に福田さんが 再任されました

人権擁護委員の福田由美さんが、6月30日付で任期満了となり、7月1日付で法務局から委嘱を受け再任されました。

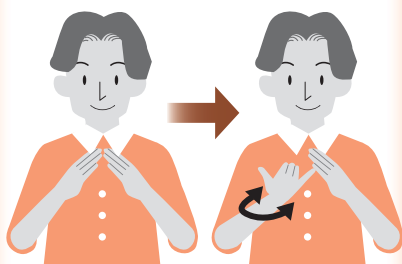
人権擁護委員は、法務局と連携していじめや差別、DVなどの人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

今月の手話

「家族」



- ①両手の先を合わせ、屋根の形を作ります。
- ②左手はそのまま、右手は親指と小指を立てて左手の下で軽く振ります。

申請期間は9月1日(金)～10月2日(月)です

紙おむつ・尿取りパッド購入費を助成



令和5年4月～9月に購入した紙おむつや尿取りパッドの費用を、申請により助成します。

▼対象 町在住・在宅で、常時紙おむつ・尿取りパッドを使用し、購入時点において次のいずれかに該当する人(施設などに入院・入所している人は除く。)

- 65歳以上で要介護3～5の認定を受けている人
- 3歳以上で身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aを保有している人

▼申請期間

9月1日(金)～10月2日(月)

▼申請に必要なもの

- 申請書(窓□で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。)
- 令和5年4月1日～9月30日のレシートや領収書
- 介護保険証、身体障害者手帳または療育手帳の写し

※審査後、申請書で指定された□座に振り込みます。

▼助成上限額 1万円

▼申請・問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)

月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

18・19歳の 消費者トラブル

成年年齢の引き下げから1年以上が経過しました。経験や知識がまだ浅い新成人は消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向にあります。

相談の傾向

脱毛をはじめとするエステティックサービスなどの美容や、内職・副業や金融コンサルティングなどの金銭に関するトラブル相談が増えています。



トラブルを避けるには

- 安さや気軽さ、メリットのみを強調した広告に注意する。
- 契約を急かされたり、借金を促される勧誘に注意する。
- 契約はその後のことを考え慎重に検討する。不安なときは周りに相談する。

契約後にクーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

(月～金)午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶

